

岐南町告示第72号

令和5年第2回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月19日

岐南町長 小島英雄

記

1. 期日 令和5年6月1日  
1. 場所 岐南町議会議場



○議事日程

令和5年6月1日(木) 第1日

- |     |                |  |
|-----|----------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |  |
| 第 2 | 会期の決定について      |  |
| 第 3 | 承認第 2号         | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岐南町税条例の一部を改正する条例について)          |
| 第 4 | 承認第 3号         | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)    |
| 第 5 | 承認第 4号         | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度岐南町一般会計補正予算(専決第1号)について)   |
| 第 6 | 承認第 5号         | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度岐南町一般会計補正予算(専決第2号)について)   |
| 第 7 | 議案第22号         | 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について         |
| 第 8 | 議案第23号         | 岐南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について      |
| 第 9 | 議案第24号         | 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第25号         | 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する                               |

条例について

第11	議案第26号	令和5年度岐南町一般会計補正予算について
第12	議案第27号	令和5年度岐南町介護保険特別会計補正予算について
第13	同意第2号	岐南町農業委員会委員の任命同意について
第14	同意第3号	羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
第15	同意第4号	岐南町固定資産評価員の選任同意について
第16		議員派遣について



○諸般の報告

1. 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和5年3月、4月、5月の例月出納検査を執行した結果の報告
2. 令和4年度繰越明許費についての報告



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町長 小島英雄君

副	町	長	傍	島	敬	隆	君			
教	育	長	野	原	弘	康	君			
会	計	管	理	者	井	上	哲	也	君	
総	務	部	長	小	関	久	志	君		
総	合	政	策	部	長	三	輪	学	君	
福	祉	部	長	中	村	宏	泰	君		
土	木	部	長	安	田	悟	君			
住	民	部	長	岩	田	恵	司	君		
総	務	課	長	服	部	貴	司	君		
財	政	課	長	記	野	雅	之	君		
総	合	政	策	課	長	撰	田	真	広	君



○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	堀	場	康	伸	
書					記	西	脇	信	一	郎



開会

午前10時 開会

○議長（後藤友紀君） ただいまから2023年（令和5年）第2回岐南町議会定例会を開会します。

なお、本日の定例会に際し報道関係のカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。



○議長（後藤友紀君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく、令和5年3月、4月、5月の例月出納検査を執行した結果の報告がありましたので、お手元に配付した報告書の写しによりご承知を願います。

次に、令和4年度繰越明許費についての報告をお願いします。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 今期定例会が始まる前に、このたびは本当に岐南町及び岐南町の町民の皆様にご迷惑、ご心配をかけましたことをまずもって深くお詫び申し上げます。

諸般の報告。一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告させていただきます。

令和4年度岐南町一般会計予算において、繰越明許費として1億9,976万1,000円を令和5年度に繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。繰越いたしました事業につきましては、衛生費におきまして出産・子育て応援事業を、土木費におきましては道路橋梁維持管理事業、厚八橋架替事業及び下印食雨水幹線整備事業を、教育費におきまして小中学校の学校施設改修事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。

諸般の報告。岐南町水道事業会計予算繰越計算書についてご報告させていただきます。

令和4年度岐南町水道事業会計予算において12億177万2,000円を令和5年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき予算繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

繰り越しました事業につきましては、岐南町西水源地現場監理業務委託、西水源地改良工事及び西水源地機械・電気計装設備工事でございます。

以上であります。

○議長（後藤友紀君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。



開議

○議長（後藤友紀君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において1番長谷川 淳議員、2番 村山博司議員の両名を指名します。



第2 会期の決定について

○議長（後藤友紀君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月22日までの22日間と定めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月22日までの22日間と決定いたしました。

---

第3 承認第2号から第15 同意第4号まで

○議長（後藤友紀君） 日程第3、承認第2号から日程第15、同意第4号までの13案件を一括し議題とします。

---

（議案掲載省略）

---

○議長（後藤友紀君） この13案件に対する提出者の説明を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、岐南町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分したものでございます。

主な改正内容としましては、個人住民税について、東日本大震災復興基本法に基づく均等割の加算が、令和5年度賦課をもって終了となり、新たに森林環境税を導入し、1,000円を令和6年度賦課の住民税から賦課及び徴収するものでございます。

固定資産税について、マンションの長寿命化の観点から、令和5年4月1日から令和7年3月31日の期間に長寿命化に資する大規模修繕工事を施工した場合に、施工年度の翌年度に課税される建物部分の固定資産税の3分の1を減額するものでございます。

軽自動車税について、電動キックボードが特定小型原動機付自転車として新たに定義され、改正後も引き続き2,000円を賦課及び徴収するものでございます。

グリーン化特例について、性能基準を満たす車両を取得した場合、取得した翌年度の軽自動車税種別割を軽減する適用期間を令和8年度課税分まで延長するものでございます。

給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化について、扶養親族等申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨の記載のみで提出することができることとなるものでございます。

なお、施行日は、令和5年4月1日から施行するものを基本とし、特定小型原動機付自転車については令和5年7月1日から、森林環境税については令和6年1月1日から、給与所得者の扶養親族等申告書に記載事項の簡素化については令和7年1月1

日から施行するものでございます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されましたことから、岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分したものでございます。

主な改正内容につきましては、課税額のうち賦課限度額において、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を20万円から22万円としたものでございます。

また、この関係法令の整備に伴う改正といたしまして、低所得者の保険料軽減判定基準額について、5割軽減の対象の場合は被保険者の数に乗ずる判定額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の対象の場合は52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げ、軽減対象を拡大したものでございます。

なお、施行日は、令和5年4月1日から施行したものでございます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、令和5年度岐南町一般会計補正予算（専決第1号）により、令和5年4月1日付で専決処分いたしましたもので、歳入歳出それぞれ5,450万円を増額し、歳入歳出ともに86億3,950万円にいたしたいものでございます。

歳出の内容につきましては、総務費におきまして戸籍法の一部改正に伴う戸籍システム改修関連経費として468万5,000円の増額、衛生費におきましては新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費4,981万5,000円を増額させていただいたものであります。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,455万6,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金468万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金2,525万9,000円を増額し、財源といたしたいものでございます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、令和5年度岐南町一般会計補正予算（専決第2号）により、令和5年4月24日付で専決処分いたしましたもので、歳入歳出それぞれ1,364万5,000円を増額し、歳入歳出ともに86億5,314万5,000円にいたしたいものでございます。

歳出の内容につきましては、民生費におきまして、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり一律5万円支給する子育て世帯生活支援特別給付金及び附帯事務費として1,364万5,000円を増額させていただいたものであります。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金として、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金1,270万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金94

万5,000円を増額し、財源といたしたいものでございます。

議案第22号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令に準じ改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、第7条の2が、利用児童の安全確保を図るために家庭的保育事業者等に対し安全計画の策定を義務付ける規定の追加、第7条の3が、園外活動時に自動車を利用するときは、乗車及び降車の際に児童の所在確認を義務付け、児童の送迎を目的とした自動車にブザー等の児童の見落としを防ぐ装置の備え付けを義務付ける規定の追加、第13条が、懲戒に係る権限の濫用を禁止する規定の削除、第25条が、こども家庭庁の設置に伴う事務移管による所要の整備でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第23号 岐南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、及び放課後児童健全育成事業実施要綱の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、事業実施に伴う安全計画策定規定の追加、及び放課後児童支援員の資格要件の緩和を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第24号 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、子ども・子育て支援法の改正に伴う引用条文の変更と、特定教育・保育施設等の管理者の子どもに対する懲戒に係る規定を削除するものでございます。

なお、この条例は、公布日から施行するものであります。

議案第25号 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て会議のうち、国主体の会議の規定の部分が、こども家庭庁に新たに設置されるこども家庭審議会に移管され

たことに伴い、子ども・子育て支援法第72条から第76条が削られたため、条ずれの改正を行うものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第26号 令和5年度岐南町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2億7,598万2,000円を増額し、89億2,912万7,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、町内就職祝金事業の商工費への科目更正に伴い200万円の減額、マイナポイント事業の期間延長に伴うマイナポイント関連経費155万6,000円の増額、民生費におきましては、広域型特別養護老人ホームの整備費のうち、物価高騰による影響分を補助する高齢者福祉施設整備費補助金2,238万8,000円、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり3万円を給付するエネルギー・食料品価格等高騰支援給付金事業費5,848万5,000円、中学3年生の保護者等に対し対象児童1人当たり3万円を給付する高等学校就学準備等支援事業関連経費825万円、第2子以降の子を出産した母またはその配偶者に対し対象児童1人当たり10万円を支給する第2子以降出産祝金支給事業関連経費1,815万円の増額、商工費におきましては、地域活性化クーポン券発行事業関連経費として7,283万6,000円、商工会振興補助金200万円の増額、土木費におきましては、下水道事業負担金として7,364万5,000円の増額、消防費におきましては、木曾川右岸地帯水防事務組合負担金223万5,000円の増額、教育費におきましては、西小学校創立150周年記念事業に対する補助金40万円の増額、また各費目にわたり職員の人事異動に伴う人件費の増額をいたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金におきまして、マイナンバーカード交付事務費補助金481万2,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億926万6,000円の増額、県支出金におきまして、岐阜県高等学校就学準備等事業費補助金825万円、岐阜県第2子以降出産祝金支給事業費補助金1,815万円の増額、繰越金としまして1億3,550万4,000円を増額し、財源といたすものでございます。

議案第27号 令和5年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ79万6,000円を増額し、19億9,432万円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、地域支援事業費に係る包括的支援事業費・任意事業費として79万6,000円を増額いたしております。これは職員の人事異動に伴う人件費を増額いたすものでございます。



これに対する歳入でございますが、国庫支出金30万6,000円、県支出金15万3,000円、繰入金33万7,000円を増額し、財源といたすものでございます。

同意第2号 岐南町農業委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

農業委員会委員の任期が令和5年7月19日で満了となることに伴い、新たな岐南町農業委員会委員を任命したいため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。

同意第3号 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

羽島郡二町教育委員会委員の岩井弘榮氏の任期が令和5年7月24日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、令和9年7月24日までの4年間とするものであります。

同意第4号 岐南町固定資産評価員の選任同意についてご説明申し上げます。

地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者の中から、議会の同意を得て選任するものでございます。

令和5年4月1日の人事異動により井上剛志が税務課長となったことに伴い、同人を選任したいものでございます。

以上であります。

○議長（後藤友紀君） 以上で説明は終わりました。



○議長（後藤友紀君） これより日程第13、同意第2号について質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより討論を許します。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。同意第2号を原案のとおり任命同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、同意第2号 岐南町農業委員会委員の任命同意については、同意することに決しました。

---

○議長（後藤友紀君） 次に、日程第14、同意第3号について質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。同意第3号を原案のとおり任命同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、同意第3号 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意については、同意することに決しました。

---

○議長（後藤友紀君） 次に、日程第15、同意第4号について質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。同意第4号を原案のとおり選任同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、同意第4号 岐南町固定資産評価員の選任同意については、同意することに決しました。

---

#### 第16 議員派遣

○議長（後藤友紀君） 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

---

（議 案 掲 載 省 略）

---

○議長（後藤友紀君） さきに配付したとおり、岐南町議会会議規則第122条の規定に

より議員派遣についてを提出させていただきました。

内容については、羽島郡正副議長の県外視察研修で、7月12日、13日の2日間にわたり宮城県気仙沼市へ東日本大震災遺構・伝承館の視察研修を行うものであります。

この件につきましては、私、後藤友紀と渡邊憲司議員を派遣させていただきたいと思っております。この議員派遣にご異議はありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については決定いたしました。

—————◇—————

休会

○議長（後藤友紀君） お諮りします。

明日から6月5日までの4日間は議案精読のため休会とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、明日から6月5日までの4日間は休会と決定いたしました。6月6日午前10時から会議を開きます。

—————◇—————

散会

○議長（後藤友紀君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

午前10時25分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

長谷川 淳

岐南町議会議員

村 山 博 司